

## 議案第1号

### 杉並区産業振興基本条例

上記の議案を提出する。

平成26年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

### 杉並区産業振興基本条例

杉並区では、良好な住宅都市として発展する中で、商業、工業、農業をはじめ、情報関連産業やサービス業等様々な産業が営まれてきた。

これからの杉並区を、地域ににぎわいと活力を生み出す産業と住環境とが調和した、より質の高い住宅都市へと発展させていくためには、全ての事業者、区民及び区は、相互に協力し、産業の持つ多面的な機能と魅力を高め、さらにその機能と魅力を将来に伝えていかなければならない。

そのためには、より豊かに安心して暮らせるまちづくりという観点に立って、地域社会と共生する活力ある産業の振興を目標に、商業、工業、農業といった枠組みを越えた横のつながりを意識した新たな取組や、地域の特性や事業者の意欲と多くの人々の力が生かされる取組等を進めていく必要がある。

これらの取組に向けて、産業振興における基本方針と施策の方向性を明らかにするとともに、全ての人々が手を携えて、杉並らしい産業を振興していくことを目指し、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）における産業が区民生活や地域社会にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、産業振興（区における産業の振興をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項を定めることにより、産業振興の総合的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。

- (2) 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
- (3) 産業経済団体 区内に存する商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。）、商店会（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合又は任意の商店会をいう。）その他産業振興を図ることを目的とした団体として区長が認めたものをいう。

（基本方針）

第3条 産業振興は、事業者の創意工夫及び自助努力をもとに、事業者、産業経済団体、区民及び区が協力し、総合的なまちづくりの観点から推進することを基本とする。

2 前項に規定するもののほか、産業振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。

- (1) 住環境と調和した産業振興を図ること。
- (2) 産業経済団体への加入の促進及びその組織の基盤の強化を図る等、産業経済団体の活動を促進すること。
- (3) 区内産業の付加価値を高める取組及び農産物の地産地消の推進その他の区内産品の需要を拡大させる仕組みづくりを推進すること。
- (4) 生活に潤いや豊かさを与える生活支援拠点としての商店街づくりを進めること。
- (5) 安全、安心、安らぎ等の多様な機能を備えた都市における農地の重要性に鑑み、その保全に努めること。
- (6) 区民の安定的な就労を促進すること。
- (7) 仕事と生活の調和を図り、安心して健康に働くことのできる環境の整備を推進すること。
- (8) 地域の資源を発掘し、活用し、及び発信することにより、魅力の向上及びにぎわいの創出を図り、地域経済の活性化を推進すること。

（事業者等の責務）

第4条 事業者及び産業経済団体（以下「事業者等」という。）は、自らが地域社会の一員としての社会的責任があるとともに、区内産業の担い手であることを自

覚し、地域活動への積極的な参加及び応分の負担を行う等、地域社会との調和を図り、その発展に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、他の事業者等と相互に連携し、情報の交換及び共有を行い、事業の発展及び地域経済の活性化に努めなければならない。
- 3 事業者等は、区民の利便性及び快適性の向上のための環境の整備等を通じて、地域社会に貢献するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の上等々に努めなければならない。
- 5 事業者は、産業経済団体が地域経済及びまちづくりに果たす役割を理解し、産業経済団体への加入等により、産業振興の基盤強化に資するよう努めなければならない。

(区の責務)

第5条 区は、地域経済の活性化を通じて、区民生活の向上及び地域社会の発展に意欲を持って取り組む事業者等について、その目的が達成できるよう適切な支援を行うものとする。

- 2 区は、産業経済団体に加入する事業者に対し必要な措置を講ずる等、産業経済団体への加入の促進及びその組織の基盤の強化を支援するものとする。
- 3 区は、産業振興に関する施策を実施するため、国、東京都その他の関係機関との連携を図るものとする。
- 4 区は、区内産業の実態把握に努め、産業振興に関する計画を定め、必要に応じて施策及び事業の評価及び見直しを行うものとする。

(区民の理解と協力)

第6条 区民は、自らの消費行動が地域経済の活性化に寄与することを理解し、区内製品の消費を積極的に進め、産業振興に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例（平成16年杉並区条例第41号）は、廃止する。

- 3 この条例の施行の際、現に存する杉並区産業振興計画は、第5条第4項の規定により定められた産業振興に関する計画とみなす。

(提案理由)

産業振興に関する基本的な事項を定める必要がある。